

税の申告が始まります

「申告期間」2月16日(火)～3月15日(月)

令和2年分の所得税の確定申告、令和3年度の市県民税の申告が始まります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
税務署や市が開催する申告相談会での申告相談は、
全て「予約制」で行います。

【注意】税務署と市が開催する申告相談会では、予約方法が異なります。

◆所得税申告・確定申告相談

厚狭税務署 (☎ 72-0180)

申告相談は、予約制で行います。(全国の税務署で実施)

会場	日程	相談時間
厚狭税務署	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日は除く)	9:00～17:00 (受付 8:30～16:00)

予約方法

① LINE アプリを使用して、国税庁 LINE 公式アカウント (@kokuzei) から「友だち追加」→「相談を申し込む」→「相談したい税務署・希望日時を指定」



国税庁 LINE

※申告相談希望日の10日前から前々日までの間の予約をしてください。

② 税務署で当日分の入場整理券を入手

※入場整理券の配布状況に応じて後日の来署をお願いすることがあります。

◆市県民税申告・確定申告相談

国税務課市民税係 (☎ 82-1125)

不動産や株の譲渡所得、退職所得や繰越損失等の分離申告および住宅借入金等特別控除を受けるための申告は、下記の会場ではできません。厚狭税務署へお問い合わせください。市の申告相談会の予約方法は5ページをご覧ください。

会場	日程	相談時間
① 市民館 2階会議室	2月16日(火)～3月15日(月) (②～⑦の開催日、土・日曜日、祝日は除く)	9:00～12:00 13:00～16:00
② 赤崎公民館 第1研修室	2月24日(水)	
③ 埴生公民館 多目的室	2月26日(金)	
④ 本山公民館 会議室・研修室	3月3日(水)	
⑤ 有帆公民館 会議室	3月5日(金)	
⑥ スマイルキッズ2階会議室	3月10日(水)	
⑦ 厚狭地区複合施設 2階第1研修室	3月12日(金)	

- 【注意】
- ・市役所本庁舎改修工事のため、市役所本庁舎での申告相談は行いません。
 - ・スマイルキッズは、休館日を利用した相談会場となりますので、通常の施設利用はできません。
 - ・申告書作成コーナー(インターネット利用端末)はありません。

〈申告に必要なもの〉

- 印判 (スタンプ印は不可)
- 給与や公的年金等の源泉徴収票等
- マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証等)
- 控除を受ける場合に必要書類
- 還付を受ける場合は、申告対象者の口座内容がわかるもの(通帳等)

パソコン等で申告書の作成・提出が便利!

自宅で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



■マイナンバーカードを活用した e-Tax が便利!

- 24時間申告書の提出が可能!
- 本人確認書類の提示または写しの提出が不要!
- 申告内容や税務署からのお知らせ確認が可能!

申告書は早めに作成し、忘れずに提出しましょう!

